

国土審議会第15回豪雪地帯対策分科会

令和4年6月29日（水）

【呉地方振興課長】 大変お待たせしております。それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第15回豪雪地帯対策分科会を開催いたします。

事務局を担当しております、国土政策局地方振興課長の呉でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、会議室を拠点としたウェブ併用形式とさせていただきます。委員の皆様には、御協力をいただきまして、感謝を申し上げます。

まず、本日の会議でございますが、国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員、総数18名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただいておりますことを御報告申し上げます。

会議冒頭につき、本日の会議の公開と本分科会に関する手続について申し述べます。

分科会運営規則の規定によりまして、本会議の議事は公開とした上で、議事録につきましては、委員の皆様には御確認をいただいた後に、会議資料とともに国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。今回は恐縮ですが、お名前だけの紹介とさせていただきます。

分科会長の石田東生委員でございます。

木場弘子委員でございます。ウェブから御参加です。

衆議院から御推薦いただいた委員として、西田昭二特別委員でございます。少し遅れていらっしゃるかもしれません。

それから、吉田豊史特別委員でございます。ウェブから御参加です。

参議院から御推薦いただいた委員としまして、山田俊男特別委員でございます。

【呉地方振興課長】 地方公共団体からの委員として、花角英世特別委員でございます。

板東知文特別委員でございます。

山尾順紀特別委員でございます。

【呉地方振興課長】 学識経験者の委員として、定池祐季特別委員でございます。ウェブからの御参加です。

月舘敏栄特別委員でございます。

福原輝幸特別委員でございます。ウェブから御参加です。

南正昭特別委員でございます。ウェブから御参加です。

宮原育子特別委員でございます。ウェブから御参加です。

【呉地方振興課長】 また、菊田真紀子特別委員、斎藤洋明特別委員、鈴木憲和特別委員、佐藤信秋特別委員、武田良介特別委員は、御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

【呉地方振興課長】 次に、国土交通省からの出席者です。

木村国土政策局長でございます。

吉田大臣官房審議官でございます。

秋山大臣官房審議官でございます。

笹原国土政策局総務課長でございます。

【呉地方振興課長】 そのほか、豪雪地帯対策に取り組んでおります関係省庁・関係部局からもウェブ形式で出席をいただいておりますので、御報告をいたします。

なお、御都合により、一部の特別委員からは途中で御退席される旨お申出がありましたので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

これから議事を開始しますので、報道関係者の方々の以降のカメラ撮影につきましては御遠慮ください。

それでは、冒頭につきまして、加藤政務官から挨拶を予定しておりましたけれども、どうしても公務で御都合つかないという連絡入っておりますので、恐縮ですが、木村国土政策局長から挨拶を申し上げます。

【木村国土政策局長】 本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。昨日付で新しく国土交通省国土政策局長を拝命いたしました木村でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

皆様におかれましては、日頃より豪雪地帯対策をはじめ、国土交通政策全般にわたり御指導、御鞭撻を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

前回、1月の分科会での大変御熱心な御議論を踏まえまして、国土審議会として、豪雪地帯対策の推進についての御意見をまとめていただきました。その内容が反映された

10年ぶりの豪雪地帯対策特別措置法の改正が本年3月になされました。委員の皆様を重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

今回の豪雪法の改正は、2つの特例措置が10年延長されたほか、克雪、親雪、利雪の観点から産業振興や地域活性化を図る理念規定の新設、財政上の措置の見直し、交付金制度に関する規定の追加、除排雪時の死傷事故防止のための規定の追加、幹線道路の交通確保のための規定の追加など多岐にわたるものとなっております。

今回の豪雪法改正を踏まえまして、国におきましては、豪雪法に基づく国の豪雪地帯の諸対策の基本となる基本計画の見直しを行う必要があると考えておりまして、本日は見直しの方向などについて闊達な御議論をいただきたいと思っております。

今後も改正された豪雪法にのっとりまして、関係省庁と連携して豪雪対策に取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。資料としましては、1から3までです。このほか、参考資料1、2として、豪雪法改正関係資料と現行の豪雪地帯対策基本計画全文をおつけしております。

ウェブで御出席の委員の皆様には、事前に事務局よりメールでお送りしている資料を御参照いただきますか、または、本日は各説明事項に合わせて資料を画面共有いたしますので、いずれかを御覧いただきながら御参加ください。

本日の会議は、ウェブ併用形式にて進行させていただきます。御来場いただいている委員は、御発言いただく際は、お席に設置しております卓上マイクを御使用ください。御発言のときには、マイクの下にあるスイッチを入れ、御発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。操作方法などについて御不明な点や問題が発生した場合には、お近くの事務局員までお声がけください。

ウェブで参加されている委員の皆様におかれましては、御発言されるときを除いて音声の設定をオフ、つまりミュートにいただき、発言の御希望がございましたら、「手を挙げるボタン」などにてお知らせいただきたいと存じます。石田分科会長の指名に従って御発言をいただきます。御発言が終わりましたら、再度同じボタンを押していただくと、手を下ろしていただくこととなります。音声もオフに戻していただくようお願いいたします。

画像カメラにつきましては、原則オンでお願いいたします。

また、御発言の際には、お名前をおっしゃってから御発言ください。御面倒をおかけいたしますが、御協力をお願いいたします。

これ以降の議事の運営につきましては、石田分科会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【石田分科会長】 分科会長を仰せつかっております石田でございます。改めてよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。本日は、議事にありますとおり、また局長の御挨拶の中にもありましたとおり、豪雪地帯対策基本計画の見直しについてでございます。委員の皆様から広く、かつ深い御意見を頂戴したいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。それでは、資料1を御説明いたします。画面共有もさせていただきます。

資料1でございます。令和4年3月の豪雪地帯対策特別措置法の改正の内容と、これを踏まえました豪雪地帯対策基本計画の主な見直し事項と考えている内容に関する説明です。

まず1ページに、資料の構成をお示ししております。本資料は、1として、基本計画の今回の主な見直し事項（案）、2として、主な見直し事項（案）を取り巻く状況、3として、豪雪法改正事項以外の主な課題とその状況という構成になっております。

ポイントを絞って御説明をさせていただきます。紙でお配りしている委員の皆さんは、A3ですが、4ページにお進みください。

初めに、本年3月に議員立法により行われました豪雪法の改正の概要を御説明します。今回の改正では、特例措置の期限の延長とともに所要の改正が行われました。

このページの左側、青色で記載されているものが、豪雪法に従前から規定されていた主な事項です。今般の法改正では、右側の緑色で記載されている事項について見直し、追加がなされました。

具体的には、右側でございますが、Iの（1）として、目的規定に豪雪地帯が人口減少、高齢化などの社会経済情勢や雪の降り方の変化など、より困難な状況に直面しているという現状認識が追記をされたこと、（2）として、豪雪地帯対策は、克雪、親雪、利雪の観点から、産業振興及び地域活性化などを図る旨を記載した基本理念の条文が新たに設

けられたこと、Ⅱの（１）として、財政上の措置の規定が強化されたこと、（２）として、国の基本計画等は、防災施策において、豪雪地帯の特性を踏まえた施策を促進するものとなるよう配慮する規定が追加されたこと、Ⅲの（１）の①として、除排雪の体制の整備や安全確保のための国の交付金に関する規定が追加されたこと、（２）として、除排雪時の死傷事故防止のための規定として、②命綱固定アンカーの設置の促進等や③克雪技術の開発・普及を図るよう配慮する規定が追加されたこと、（３）、④として幹線道路の交通確保のための規定が追加されたこと、最後に大きなⅣとして、特別豪雪地帯に対する特例措置の期限が延長されたことが改正事項となっております。

法改正の骨子や新旧対照表などにつきましては参考資料１を御覧ください。

次の５ページです。現行の豪雪地帯対策基本計画の体系をお示ししています。基本計画は大きく１、目的、２、性格、３、重点、４、具体的な取組の内容、５、推進という構成、章立てになっております。

６ページです。４ページで御説明した法改正事項が、まずは基本計画の主な改正事項になると考えており、それを現行の基本計画のどの部分に反映していくか、対応方向（案）を、この後の７ページ、８ページにかけてお示しをしています。

例えばこの６ページでは、左上の（１）、目的規定に現状認識を追記していることを踏まえた改正は、基本計画のうち１の目的の章に、右上の（２）、新設された基本理念の趣旨は１、目的と２の性格の章に反映をするものと考えていることを示しています。

７ページ、８ページの資料も同様で、これらは法改正事項につきましては、どの事項も基本計画に適切に反映させると考えておりますことをお示ししているものでございます。

９ページからは、主な見直し事項（案）を取り巻く状況の資料です。

１０ページから１２ページは豪雪地帯の現状を示す資料で、１０ページは、人口減少・高齢化が全国よりも進行していることについて、この次の１１ページは、雪害による死者数の増加やその原因は、屋根の雪下ろしなど除雪作業中の死者が８割弱、その年代構成は６５歳以上が９割超となっていることについて、また１２ページは、降雪の態様の変化、年によって降雪量の差が非常に大きいことや短時間、短期間に記録的に大雪が降った事例についての資料です。

１３ページです。改正により新たに設けられた基本理念には、農業、林業、その他の産業振興について触れられています。

右の円グラフのように、豪雪地帯は、全国の経営耕地面積の６割強、林野面積の６割弱

を占めるなど、農林業において重要な役割を担っております。

14ページです。産業振興という点では、雪を活用した交流やレジャーは豪雪地帯の振興の有力な方策です。観光庁では、国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進を支援しており、海外からの評価を高めてきております。

次の15、16ページは、財政上の措置に関わる取組についてです。

15ページは、国土交通省の自治体の道路除雪費に対する支援についてです。これは自治体に対しまして、年度当初の配分と予算の一部は配分を留保しておきまして、冬に入ってから、自治体に実際にかかっている費用についてヒアリングの上、その状況に応じて留分の追加配分を行っております。

さらに、大雪となった、例えば令和2年度、3年度などにおきましては、これとは別に、さらに、左下の表のように、臨時特例措置を実施しています。

右側の表の一番左下の欄になりますが、3年度の追加配分の合計額は約556億円と、これは過去最大規模で実施をさせていただいております。

次の16ページです。特別交付税による措置についてです。

自治体における除排雪等に係る経費に対しまして、3年度は、左の下の赤い下線の部分ですが、724億円が交付をされています。また、右側の通知のように、2月にかけての雪等により多大な被害を受けた自治体に対しましては、通常、特別交付税は3月に交付するところ、その一部、約291億円を2月に繰り上げて交付をさせていただいております。

17ページです。法改正で国の基本計画や道府県計画を定めるに当たりまして、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮について求められることになり、今回の基本計画の見直しの中で、これを反映する方向で検討してまいります。

18ページです。前回会議で御紹介した、令和3年度補正予算で新たに創設した豪雪地帯の安全確保のための交付金につきまして、法律に明記をされました。除排雪時等の死傷事故を防止する取組を強く支援をしております。

19ページ、20ページは、屋根の雪下ろし時の事故防止を図る命綱固定アンカーの設置の促進についてです。設置費用を助成する自治体も徐々に増えてきておりまして、国も、それを社会資本整備総合交付金などにより支援をしております。

次に、克雪技術の開発・普及についてです。

21ページは、雪下ろしが必要な住宅の屋根など、民地の除排雪に係る技術開発につい

での事例です。まだまだ取組は少なく、今後、豪雪交付金などでも支援を行ってまいります。

22ページは、道路除雪の分野の技術開発です。IT技術や新技術によりまして運転制御・操作支援の機能を備える高度化された除雪車の開発の推進や、カメラ画像を活用したAIによる交通障害の自動検知などの導入を進めております。

24ページから26ページは、幹線道路の交通確保についてです。

令和3年3月に改定されました大雪時の道路交通確保対策中間取りまとめを踏まえまして、24ページ、中段右側の箱にありますように、基本的な考え方を転換して、人命最優先、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避することとして対策に取り組んでおります。

25ページでは、異なる道路管理者などが連携をして、短期間の集中的な大雪などを想定した行動計画であるタイムラインを策定していることを、次の26ページでは、大雪時の荷主への周知・要請体制について、お示しをしています。

続きまして、27ページ以降は、前回の分科会などで様々ないただいた御意見を基に、法改正事項以外の主な課題とその状況についてまとめております。

29ページ、30ページは排雪体制の整備の現状についてで、29ページのように、この10年間で高齢者世帯宅などの雪下ろしなど共助による地域の除排雪体制の整備は一定程度進んでまいりましたが、次の30ページにありますように、アンケートでは、共助の体制が整備された市町村の半数以上で、さらに体制の充実が必要と認識をされているなど、今後も一層、取組を進める必要がある状況です。

このような状況を踏まえまして、31ページは再掲ですが、国土交通省では昨年度より豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を創設し、地域の共助による除排雪体制整備に対する支援を強化をしています。

32ページは、この交付金を活用して先行して取り組んでいる2市の事例です。

左側、岩手県北上市では、支援対象世帯の屋根雪下ろしを地元建設業協会の会員企業が作業して、下ろした雪の排雪などは地域の協働の除雪組織が担う民間事業者と役割分担をしながら、安全な屋根雪下ろし環境を確保しているという事例。

右側の福井県大野市では、市が高齢者世帯などに雪下ろし作業費用の助成とともに対象の業者など登録制として、市として担い手の確保とその状況把握を行いながら、適切な体制を整えているという事例でございます。

34 ページです。道路の除雪機械などについての国土交通省の自治体に対する支援です。

左側は、3年度の北海道の大雪に際しまして、ダンプや除雪機械等の派遣による支援を実施したものです。

右側は、3年度補正予算により、地方整備局から自治体に対し小形除雪車の無償貸出しなどによる地方管理道路の除雪への支援体制の整備をお示ししているものです。

35 ページです。道路除雪におきまして、自治体では、除雪作業を民間に発注するに際し、使用する除雪機械の一部を自ら所有して確保しています。

下の表の一番上の行にお示ししていますが、左の表は道府県で45%程度、右の表は市町村で28%程度ですが、これらの機械を所有して、民間事業者の保有の負担を軽減するものとなっています。

36 ページから38 ページは、担い手となる建設業者等の安定的な確保のための取組についてです。

36 ページは、地域維持型契約方式の推進についてです。

これは、左の下の図の上側に示しておりますように、従来方式では、地域の道路などの除雪を含めた維持管理業務につきまして業務を個別に発注していますが、この方式では、その下の図のように、工種・工区・工期を包括的に複数業務を一括して複数年で発注している方式です。効率の向上とともに、施工体制の安定的な確保の効果が期待されます。国では自治体に適切に活用するよう要請をしているところです。

38 ページです。道路除雪は、雪が少ない年でも、受託業者は降雪に備えて体制を整えておく必要があります。その体制の維持のための取組として、この上のグラフのように、左が道府県、右が市町村ですが、待機料制度や体制維持に要する経費として、最低保障制度などの取組がなされています。

39 ページからは、雪冷熱エネルギーの活用推進についてです。国におきましては、農林水産省、経済産業省、環境省などで、雪氷熱等の再生可能エネルギーの導入に向けた検討や設備導入を支援してまいりました。また、道府県においても支援制度を設けていらっしゃいます。

40 ページは、施設的具体事例です。

左上のホワイトデータセンターの事例は、板東委員の美唄市の事例で、データセンターのサーバーの冷却に市の公共除排雪を有効活用しております。

右上の雪室貯蔵庫の事例は、花角委員の新潟県内、津南町の事例で、雪室貯蔵により食味を高めた付加価値の高い野菜や肉などの農産品を出荷し、地域の振興に貢献をしております。

4 1 ページは、そのほか全国の雪冷熱施設の一覧で、少しずつ事例が増えてきているという状況でございます。

最後の4 2 ページは、雪に関する情報の受発信についてです。今後の降雪や積雪に関する情報、道路などの交通情報、除排雪作業時の安全情報などの必要な情報の的確な提供と、これに素早くアクセスできることが求められています。国の機関や各道府県、市町村において、住民などに向けました雪に関する情報を発信するサイトが構築されております。

今般、国土交通省のホームページにも、各地域の情報にアクセスできるポータルサイトも構築をいたしました。

以上、資料1により、法改正の概要と基本計画の主な見直し事項（案）などにつきまして、現状と国や自治体の取組状況などを御説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

【石田分科会長】 豊富な内容をコンパクトに御説明いただきましてありがとうございます。おかげさまで、意見交換の時間がたっぷり取れるかと思えます。

ただいまの御説明に対して、豪雪地帯対策基本計画の見直しの方向性あるいは在り方についての御意見、御質問をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。会場におられる方は挙手をしていただくか、あるいはウェブ参加の方は、先ほどもございましたけれど、手挙げ機能を使っていただくとありがたいと思います。どなたからでも結構でございますので、よろしく願いをいたします。

山田先生、お願いします。

【山田委員】 山田です。当分科会に出席することがあったものですから、昨日、今年の雪害に対する取組を一体どんなふうを考えているんだというふうに聞きましたところ、私が1年前に同様な形で、この市役所に足運んで相談したときの市役所の担当部局の部長と比べても、圧倒的に明るいですよ。明るい理由は何だということなんですが、今御説明もありましたが、この市では車両に、それぞれGPSを登載することによって、道路ごとにきちっと把握できて、それを連絡することによって、かなり機動的に作業ができるようになった。場合によったら、車はその道路を通らないというを選択できることに

なるわけでしょうから、そういう面でも非常に役に立ったと言っているんですよ。前年度、話聞いたときに比べますと、本当に明るい様子だったですね。

G P Sのこの取組は、多分、全国的に展開をされているんだろうというふうに思いますが、評価としていかがですか。聞こえてきていますか。

【石田分科会長】 ありがとうございます。課長、何かお答えになられますか。では、後ほどまとめてお願いします。

【月舘委員】 建築を専門にしている月舘と申します。先ほど説明していただいた今般の改正事項の中で、従来ですと克雪という言葉だけが目立ったんですけども、親雪、利雪の観点から降雪地帯の特徴を生かした文化、産業開発にも取り組むというような文言が入ったことは、一段、考え方として進歩したのではないかと思います。

そういう中で建築、特に住宅関係ですね。命綱固定アンカー、ここだけがちょっと目立つので、何か雪下ろしをしなくてもいいような住宅開発のことが、もう一段、どこかに明記されるといいなと考えています。

どうしても固定アンカーのことだけが目立って、最近の住宅ですと、81年の新耐震法以降、構造強化されまして、雪下ろしをそんなに頑張らなくてもいいような住宅に変わってきているので、そういうようなところを踏まえて、新築の場合と、それから古い住宅の場合の雪対策、その古い住宅の場合の雪対策がこの命綱固定アンカーに代表されると思います。

ですから、新築の場合のことももう少し含めていただけると、これからの新しい雪国のまちづくり、居住環境整備につながるのではないかと思います。

従前に比べれば改善はされているんですけど、可能であれば、その辺りを追加して考えていただければと思います。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。ウェブ参加の委員の方々はいかがでしょうか。手挙げ機能を使っていただくとありがたいですが。

【南委員】 それでは、よろしいでしょうか。岩手大学の南と申します。

【石田分科会長】 よろしく願いいたします。南先生、どうぞ。

【南委員】 ページ数でいうと25ページ辺りに、タイムラインのことを書いてあります。豪雪時の通行止めの回避等への対策が盛り込まれているかと思いますが、このタイム

ライン等をつくっているのは、どちらのほうで対応しているのかと思ひまして。整備局とか、あるいはその出先のところでつくられて、どういう形で共有されていくような仕組みになっているのかということが、質問したいところでした。

この情報共有が、緊急対応において、順調に進められる必要があるかと思ひます。

また、県道などがネットワークとして、この道路が途絶したときに代替となるルートがあつて交通が確保されるということも同時に考慮されておられるのか。考慮しておられるかと思ひのですが、その辺り、加えて考察しながら進めていただけたらと思ひまして、質問させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

【石田分科会長】 ありがとうございます。よろしいですか。非常に具体的な質問いただきましたが。課長、お願ひします。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。ありがとうございます。

まず、山田委員からの除雪の車両にGPSをつけて、その管理をしているというお話だったと思ひます。道路除雪につきましては、特にいろいろ今のデジタル技術、新技術を用ひまして、様々なその活用が取り組まれて、試行もされてきております。

そのうちの一つに、委員おっしゃるとおり、今どこまでを除雪してきていて、どこが残っているのかというような情報把握について、今までは、いろんな口頭や紙でのやり取りで整備をしてきたと思ひんですけれども、そういったGPSなど機器をつけることで、非常に迅速に、分かりやすく管理ができるようになって、従事しておられる方の負担も減っていると、そういうことかと思ひております。

それも含めまして、道路除雪そのものの技術も含めて、いろいろとその高度化に取り組んで、今、オペレーターの方や除雪の作業される事業者の方の人手といいますか、マンパワーも非常に限られているようになってきているというふうに聞いておりますので、そういったものをフォローする上でも、一層進めて、横展開も含めて、していきたいというふうに考えて、国土交通省では取り組んでいるところでございます。

【山田委員】 大いに頑張ってください。

【呉地方振興課長】 はい。それから月舘委員の、雪下ろしについて、命綱の固定アンカーだけではなくて、そもそも雪下ろしをしなくて済む住宅の普及についての記述といいますか、ものも、きちんと併せて書き込むべきということで、それはこれまでも、克雪住宅の普及ということで、先生の御指導も含めまして進めてまいりましたが、その方向については引き続き変わりませんので、そういったことについても十分配慮しながら、改正に

当たって取り組んでいきたいと思います。

それから、南委員からのタイムラインへの御質問ですが、もしできれば後で道路局の担当の方からフォローしていただければと思いますが、このタイムラインにつきましては、右の図にありますように、地方整備局や現場の国道事務所、あるいは必要に応じて高速道路の会社や地方公共団体など、ほかの道路の管理主体とも連携をしながら、タイムラインをつくって、実際に運用するとき、情報も共有しながらできるように事前の準備をしているものでございますし、その代替のルートにつきましても、雪の降り方や通行止めの状況によっては必要になりますので、そういったことも含めて議論をしているものだというふうに思いますが、補足の説明は、参加している担当の方からあるでしょうか。

【南委員】 私のほうからは、進めていただくときに複雑な問題が各地方部等であるかと思しますので、その辺り、総合的に把握しながら進めていけるように、一層の御努力をお願いできたらということでした。

以上で結構です。どうもありがとうございます。

【呉地方振興課長】 どうもありがとうございました。その御意見を共有して進めたいと思います。ありがとうございます。

【石田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

もしよろしければ、この24ページ、5ページの大雪時の道路交通確保対策で、道路局の委員会の座長を務めたものですから、その辺の考え方について少し御説明申し上げたいと思います。

やっぱり、何といいますかね、こういう緊急時の大雪、本当に大雪のときには、必ずしもコミュニケーションが十全でなかったということが、平成29年とか30、もうちょっと後かな、北陸の豪雪で。

【山田委員】 そうですね。よく覚えています。

【石田分科会長】 強く意識されまして、広域の幹線道路網がああいうふうに寸断されたものですから、やはり整備局が高速道路会社と、及び複数の県にまたがる場合もございしますので、県と十全なコミュニケーションを取ろうということで、このタイムラインを普段から、こういうことの作成作業も含めて、コミュニケーションを十分に取っていこうという、そういう取組も進められていると思います。

ただ、南先生がおっしゃったように、地域地域の事情はそれぞれありますものですから、それを、やっぱり実践を含めて、一つ一つ確認をして、さらにいいものに進めていこ

うということでございます。

そうということで、まだ100%うまくいっているというわけではありませんけれども、着実な成果が、あるいは改善が得られているのではないかなというふうに思っている次第でございますので、そういうことについても御注意ございましたら、ありがたいと思いません。すみません。

いかがでしょうか。

【福原委員】 福原ですけれども、よろしいでしょうか。

【石田分科会長】 お願いします。

【福原委員】 先ほど御説明があった以外のページなのですが、5ページを開いていただけですか。基本計画のいわゆる骨組みのところでありますけれども、現行の基本計画の体系とかとありますけれども。すみません。これは現行ということであればいいんですか。それとも、今からの10年という形のことも含めているというふうに捉えてよろしいんでしょうか。いかがでしょうか。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。この5ページに書いてあるものは現行の基本計画の体系でございますが、今回の改正につきましても、基本的な構成はこのまま生かせるのではないかと考えておりますが、その辺についても御意見いただければと思えますが、ここにどのように書き加えるなり見直しをしていけばいいかというふうに担当としては考えておりますが、いろいろ御意見を頂戴できればと思えます。

【福原委員】 ありがとうございます。それでは、今の5ページのところなんですけれども、これは上に重点がありまして、恐らくはその下に、重点項目に対するその内容が書かれてあるというふうに今理解しております。

これを見たときに、少し違和感というか、矛盾を感じます。それについて少し意見を言わせていただきます。

例えば今、右の交通・通信の確保、それに対応するような形で、下に黄色でいろいろ書かれています。この細かいんですけど、交通、重点のところを見ていただきますと、括弧内に書かれてある最後の文末ですけど、「これに必要な施設等の整備・拡充に努める」と。いわゆる交通の円滑性を高めるためにとあるんですが、ここのところで計画の内容を見ますと、いわゆるハードなこと、それから通信、情報というふうな形の文言も入っております。

その点を考えると、「これに必要な施設等の整備・拡充」とあるんですけれども、

「施設等」というよりも、むしろ「設備、管理（マネジメント）等」というふうな形でいくと、下の文言とそんなに食い違いがないのじゃないのかなと思うんです。それがまず1つです。

次の農林産業等地域産業の振興とありますけれども、これも、その下を見ていただきますと、農林産業等とあるんですけれども、いろいろな分野の産業というふうな形で入っています。

それで、左の括弧の中を見ますと「雪国の特性を活かしつつ」とあるんですけれども、私の感覚でいきますと、雪国の特性、それそのとおりなんですけれども、「雪を活かした産業の振興を総合的に」というふうな形で、僕は捉えることもできるのじゃないのかなと思ったんです。

そうしますと、「農林産業等」という形よりは、「雪を活かした地域産業の振興」とかというふうな形のものが基本計画と合うんじゃないのかなと思います。

こういった形で、いろいろ見ていったときに、今この基本計画の重点と、その重点のすぐ下に計画の内容はぶら下がってますけれども、計画の内容は必ずしも、この直上の重点下にぶら下がっているのではなく、他の重点とも関連してお互いが、今5つの重点がありますけれども、その下にある計画の内容、これがクロスオーバーしているというふうな形が自然じゃないのかなと思います。

例えば、一番左端にあります「雪氷に関する調査研究等」もありますけれども、これの括弧の中を見ますと、これは何のためにやるんだというふうなことで考えると、克雪、利雪に関するような内容になっています。

そうしますと、例えば克雪の場合でいきますと、恐らくは「道路交通の問題」も入ってくると思います。利雪でいきますと、先ほどありましたが、「冷熱を使った産業振興」であるとか「環境保全」というふうなところも、この中にも含まれると思うんですね。

そうしますと、その「調査研究」、「気象業務」等ありますけど、これは、「交通・通信の確保」、こういったようなところでも一部絡んでくるというふうな形が取れると思います。

あとは居住環境の向上とかというのが、生活環境施設等の整備の中の計画の内容に入っておりますけれども、この居住環境の向上とかということは、これは、例えば安全性という問題、それから、これは快適性というふうな問題も入ってくるかと思っています。そういったような形で捉えると、いわゆる、この右から2番目の「農業振興・・・」というか、

「雪を活かした地域産業の振興」の部門にも入ってくると思います。

いろいろ、全部が全部ではありませんけれども、「基本計画の重点」と「基本計画の内容」の関係はクロスオーバーするところがあるので、そのような形でも表現してあげて、互いにいろいろ補完し合うんだよというふうなところ、それが先ほどの、最初、木村局長様が言われましたように、関係省庁との連携という意味からいくと、省と省の関係の連携、あるいは省庁の連携というふうなところもスムーズにいくんじゃないのかなと思ってるので、この重点と計画の内容、これを少し見ていただいて、内容と、それから重点のところに挙げてあります括弧書きのところの内容、その点がもっとスムーズにフィットするような形で、ちょっと構成を考えていただければありがたいかなというふうに思います。

それに関して、あと1個だけ、ごめんなさい。次のページを見てください。ここです。ここの右から2つ目の3と4、基本計画の重点と基本計画の内容があります。

ここは、文章で読みますと、本計画の推進を図る際の重点について整理を行って、この下の項目が出ているんですけど、今の前のページのところでの辻褄を合わせようと思いますと、重点と、それから計画ですかね。重点と計画内容について整理を行った上でという形にしたほうが、やはり自然じゃないのかなという感じがいたしました。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

ただいまのところ3名の委員から手を挙げていただいております、手を挙げられた順番に御発言いただければと思います。最初が花角委員、次が西田委員、3番目が定池委員ということでございますので、よろしく願いいたします。

花角委員からお願いいたします。

【花角委員】 石田分科会長、ありがとうございます。新潟県知事の花角です。豪雪地帯の自治体の集まりである積寒協の会長という立場も含めてお話しさせていただきたいと思えます。

まず、今般の豪雪法の改正につきましては、特例措置の延長、あるいは理念規定の創設、財政上の措置の強化など、本当に抜本的に拡充いただいたと思っております、関係の皆様へ感謝申し上げたいと思えます。

それで、この基本計画の見直しですけれども、大きく2点お話をしたいと思います。

1つ目は、まず昨年度、国から過去最大の道路除雪費の配分ですとか、あるいは安全確

保の緊急対策交付金の創設など、本当に大きな御配慮をいただいたところでありますけれども、集落の除雪など、地域における持続可能な除排雪体制を確保していくためには、やはり着実に息の長い取組が必要だと思っています。積寒協会の自治体からも、少子高齢化による地域の除雪の担い手不足、あるいはその担い手不足を補うための共助体制の維持や除雪機械の確保、地域における除排雪体制の維持を非常に不安視する声が強く出ています。将来に向けた大きな課題と認識をしています。地域の除排雪体制の確保に向けては、今ほどお話しした交付金制度の創設ですとか、あるいは小型除雪機の地域への無償貸与について措置をしていただいたところでありますけれども、積寒協の会員からは、自治体からは、交付金の支援期間の延長、あるいはもっと柔軟に使えるような制度の改善、あるいは予算額の拡充など、安定的な支援を求める声が多く上がっています。計画には、この地域の除排雪体制の確保に向けた支援について、しっかり明記していただきたい。同時に、交付金制度の改善、予算額の拡充など、豪雪地帯に対する支援の充実をお願いしたいと思えます。

そしてもう一点、2つ目は、克雪に関する技術の開発と普及についてであります。豪雪地帯では、今ほど申し上げましたように、担い手不足が極めて深刻な状況となっております。一部の地域では、地域課題の解決に向けた技術開発のアイデアの検討が行われていいますが、新たな技術の開発や導入は多額の費用がかかるなど多くの課題もありますので、国における技術開発の一層の推進、あるいは地方が進める新技術の導入の取組に対する支援が必要だと思っています。克雪技術の開発、普及に関しては、現計画には関連する記述がございませんので、今回の法改正を踏まえまして、この計画にしっかり記載をしていただきたいと、そのように思っております。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、西田委員、お願いできますでしょうか。

【西田委員】 石川3区の西田でございます。発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。先だって能登半島においては地震が頻発しまして、日本全国から大変な心配のお声もいただきまして、辛うじて被害のほうは、かなり最小限度に収まったような状況ではありますけれども、引き続き皆さん方の御支援、御協力を賜りたいと思っております。

近年、恒常的に積雪の影響によって道路交通網が本当に影響を受けて、生活環境や地場

産業にも影響を受けるために、安全対策や幹線道路網の除排雪の一層の推進に取り組んでいかなければならないと思っております。引き続きの特別措置法の延長にとっては、私ども豪雪地帯を抱える地域にとっては大変ありがたく、地元からも感謝の声を聞いているところでございます。

私ども能登半島という地域柄でもありまして、超高齢化が進み、除排雪の人手が本当に少なく、人家から幹線道路まで雪かきであったり、公共事業を請け負う事業者も減っている状況で、除雪体制の維持も厳しい状況でございます。近年の度重なる豪雪によって、農業の被害の報告、そしてまた緊急時における除雪体制も大きく今回、見直されたと思っておりますので、また国のほうの御指導もいただきながら、しっかり対策を講じていきたいと思っております。

また、先ほどもお話に出ておりましたけれども、高速道路、北陸地区、度重なる豪雪時に、除雪体制が間に合わずに、早期の除雪体制が課題であったと思います。一昨年でありましたけれども、豪雪のときに、降り始めの除雪体制が間に合わずに、降り始めから除雪体制の徹底した取組の強化が必要ではないのかなとは思っておりますし、また8号線での県境付近で降り注いだ降雪で車両の立ち往生が発生したところでもありますので、国交省も含めた中で、しっかり体制強化を引き続きお願いしたいと思っております。

また、豪雪地帯でも空き家がやっぱり年々増加傾向でもありますので、老朽化の建物の倒壊の危険性もありますし、除排雪の管理のために立入りとか、アンカーとか、いろんな取組ができるような形になりましたけれども、しかしながら、周り一帯が高齢化の中で、人員の確保が本当に課題であると思っております。豪雪時には国道や幹線道路、除雪が優先されるために、歩道の除雪が結局は後回しになるケースもありますので、安全な歩道の確保のために、小型の除雪車の地域への無料貸出しも含めた中で、市町との連携をしっかりと、また引き続き取り組んでいただきたいなと思っております。

また、今ほどもお話もありましたけれども、豪雪時の除雪費が本当にかさんでいる状況で、地方財政に大きな負担になっているところでございます。毎回予算要望をして対応していただいているところではありますけれども、逼迫している地方財政に、できるだけ前倒しの支援をしっかりと国からも行っていくべきだと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。花角委員が公務のために、途中ですが、

御退席されるということでございまして、最後に何か一言ございましたら、お願いしますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、順番でございまして、定池委員に次お願いしたいと思います。その後、これもお手を挙げていただいております木場委員、宮原委員の順番で御発言いただきたいと思っております。

お待たせいたしました。定池委員、お願いいたします。

【定池委員】 発言の機会をいただきありがとうございます。私からは、第6条の2に盛り込まれました防災対策のことに絞ってコメントをさせていただきたいと思っております。今回こちらの項目が豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進への配慮ということと盛り込まれたことは、非常に大切なことだと捉えております。

前回の委員会でも発言させていただいたかもしれませんが、先般、想定が出されました日本海溝・千島海溝の周辺海溝型の地震の防災対策推進地域にも、北海道、青森、岩手の該当地域に、この豪雪地帯で指定されているエリアも入っていたりしますので、とてもタイムリーな対応していただいたというふうに捉えております。

この第6条の2の中では地震、津波等と書いてありますけれども、該当地域の方々は御承知のとおり、例えば北海道でしたら十勝岳で、かつて1926年に融雪型泥流が起こったりですとか、鳥海山でも融雪型泥流が起こっており、またハザードマップでもそういった想定がされているというような地域ならではの地域特性に応じた既存の災害、また将来予測される災害の対応が必要だと考えております。

また、今後盛り込むことが必要であるという観点として一言申し添えたいのが、多重被災への目配りです。該当地域ではないですけれども、3月16日に福島県沖で地震が発生しまして、その被災の大きなエリアというのは、東日本大震災で被災し、3年前の台風で被災し、去年の地震で被災して、今年も被災したというような、何度も被災を繰り返している方、エリアが多く含まれておりまして、私も該当地域へお邪魔しているんですけれども、被災地では、3.11から11年たって、11歳年を重ねた高齢の方々が非常に困難に直面している、現地で支援に当たっている支援団体の方々の姿を目の当たりにしております。こういったことも、この豪雪地帯、特別豪雪地帯で今後起こらないとも限りませんし、これまでも起こってきたことだと思いますので、こういった防災対策といったときに、個別のハザードへの対策と、繰り返して被災するかもしれない地域ということ念頭に置いた対策の配慮ということが必要であると考えております。

私からのコメント、以上になります。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、木場委員、お願いいたします。

【木場委員】 ありがとうございます。すみません。宮原さんのほうがお手を挙げるの早かったと思うのですが、失礼してよろしいでしょうか。宮原さん、申し訳ありません、お先に失礼いたします。

私から2点ほど申し上げたいと思います。

まず、今回の資料、大変分かりやすかったと思います。基本計画の見直しの点で、まずは新たな交付金の創設、大変御尽力いただいていたことと思います。それから、ほかの対応策に関しても、大変具体的に示してありまして、分かりやすい資料になっておりました。これは非常に感謝したいと思っております。

2点目ですけれども、広報的視点の話になるのですが、一般的に気候変動と申しますと、大体、温暖化のほうに気持ちがいってしまって、視点がいてしまって、本日も恐らくご参加の皆さんがいらっしゃる場所も猛暑日のところが多いことと思います。しかしながら、実際のところは気候変動は、今議論しているとおり、大変な大雪も何度も起きているという現実がございます、先ほどの資料でいいますと15ページにあったと思うのですが、例えばでございますが、市町村の除雪費の推移のところ、御説明にあったように令和2年、3年はドーンと大きくなったりしているのを見ますと、やはりこういうことを予測できないのが気候変動の影響なのかなというふうに見てとれます。そういうところが誤解ないよう伝わるような広報的な視点も必要なのではないかと考えます。

主に資料を見ていくと、地元の方々への広報について、理解促進について、変更点については厚めに書いてあるんですが、実は委員の中で豪雪に御縁がないのは私だけかもしれないのですが、それでもここにいるということは、恐らく全国の方々にも、こういった豪雪地帯の課題を共有していただいて、そしてこういった材料を皆さんにもお示しして、そして理解を求めるといことが大事なのかなと思っております。

やはり慮るとか、そういった豪雪地帯に思いを馳せるとか、そういうことができるようになる必要があると考えます。関係者だけではなくて、日本全国ほかの地域にも伝えなければいけないという点では、見直しの視点として、全国の方々、豪雪に関係ないの方々への理解促進、そういった材料を提供するという、そういう視点も少し加えていったらいいのではないかなという感想を持ちました。

以上でございます。どうもありがとうございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。すみません。私、順番見落としておりまして、お待たせいたしました。

宮原委員、お願いいたします。

【宮原委員】 宮原でございます。どうもありがとうございます。木場委員、ありがとうございます。

私のほうは1つ、担い手のことが気になっていました。今日、37ページの資料で、地元の除排雪等に関わる地域維持型契約方式というのが紹介されておりました。個別の除排雪や、それから道路維持や河川維持の業者さんに個々に作業を発注していきながら、冬期も除排雪や整備を地域で一括した形でまとめてやっていくという、そういった契約方式のことが紹介されておりました。この資料では、国から地方公共団体に要請していくとか、適切に活用してくださいというような表現があるんですね。

次のページだと、この契約方式を適用するのはかなり地元でも難しいところがあると書かれています。地域では、除排雪に係る作業をしてくださる業者さんがどんどん少なくなってくるので、このことは喫緊の課題になると思います。

先ほど定池委員もおっしゃっていました、地域で積雪時に災害が起きたときに、やはり除雪や道路啓開等で頼りになるのは地元の方たちなんです。地元の業者さんたちを確保するためには、国と自治体が協力し合いながら、こういった除雪に関わる業者さんと自治体との関係、契約の在り方なども含めて、積極的に整備をしていく、そういった工夫が必要ではないかなと思います。国が制度や事業の紹介をする際に、「できたらやってください」というようなスタンスは、それを必要とする地域にとっては、なかなか取り込むことができないのではないかなというように気がいたします。

ですので、資料では、もうちょっと前向きな形で表現をしていきながら、これは絶対に確保しますよというところを見せていただけるとすごくありがたいかなと思いました。

それから、もう一点だけ。観光や交流の部分でいいますと、豪雪地帯であっても雪のない時期には観光客が往来されますが、この地域は冬になると、これだけの雪であるとか、これだけ様子が変わるといったような情報を、例えば道の駅やサービスエリアなどに情報を掲示することも重要だと思います。豪雪地帯に特有な景観、または安全上の備えについて、雪のない時期から情報提供していきながら、積雪期の注意喚起を促していく、そういう取組は比較的簡単にできると思うので、ぜひお願いしたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

山尾委員、お願いいたします。

【山尾委員】 私も積寒協の役員をしているので、新潟知事と同等の考え方がございます。そうした意味では支援の充実、克雪技術になるわけですが、現場では、前回も申し上げたんですが、やっぱり国のやること、県のやること、それから基礎自治体やることというのはかなり違うと私は思っております。国道の場合は国の役割ですけれども、幹線道路は県がやると。基礎自治体の場合は、そこに住んでいる方々への除排雪をどうするかということでもあります。

この中でも今後の課題の中で担い手の確保の建設業の維持というようなことで、38ページの中に自治体における最低保障制度の内容とありますが、本市においても、おととしから、10年間の平均の70%を最低保障として業界のほうにお渡しするというようなことをやっております。

おかげさまでオペレーターの確保、それでできると、空振りにならないということで、若い方々への就職などを誘いながらオペレーター確保していただいていると。またオペレーターを養成するときにも市から補助をする、半額補助するというようなことをしながら、何とかオペレーターを。この方々がいなければ、その地域はもう存在できないだろうと。

将来これだけの大雪であるというようなことで、地元の業界との話合いの中でそうさせていただいて、非常に効率よく、またGISでGPSとかも使ってやって、効率よくされて住民喜んでいるわけでありましてけれども、それは膨大なお金がかかるというようなことで、県内でも人口割が一番除排雪費かけているというようなことで、14億ほどいっているわけです。予算の1割近くが除排雪ということになるわけでありましてけれども、でも今回、それに対して、かなりの配分していただいたということで、市町村道の除雪費の推移が15ページに載っているわけでありましてけれども、大変感謝しています。それに対する8割、9割というような形で除排雪費を認めていただいていると。

これがまたなくなってしまうという、これまでやったレベルを下げれないんですよ、実は。住民の皆さんにとっては、去年までやった除雪が今年なぜできないのというふうなことになる、やったときにやはりかかった分の、ついては、全国一律に降るわけではありませんで、降ったところ、そして除排雪したところについては、それなりの、これま

で同様の支援をいただければ大変ありがたいというふうに、現実はそのなんと。

もう一点、やはり少子化です。この子供たち少ないということは、将来大人になる、当然少ないわけでありますので、家が空き家になってきているというようなことが、もう連続して起きてきています。その方々が都会のほうに出てきて地元へ戻るかということ、1世代目は、まだ親がいる間は戻ってくるわけでありますけれども、地方出身とはいいながらも、都会で暮らした方々は、2日3日は遊びには来ても、1週間は暮らせないというのが現実です。高校までは地元で暮らしたお子さん方は、将来になっても、自宅が心配で帰ってくるというようなことが。その子供たちが少なくなっているということで、地域全体を将来どう支えていくかということが大きな課題になっているということでもあります。

そういうことで、あと小型除雪機なんかへの補助を1家で1台、その所有者、求める個人に対して5万円を支給するようになりましたら、地元の小型除雪を扱っている自転車屋さんといえますか、そういうふうな機械メーカー、除雪機を扱う、大変喜んでます。今は受注生産なので、たった5万円でもいいか、10万円しようかということ、いやいや5万円で十分だということで、50台要望すると、もう即満杯になってくるというようなことで、2次補正して、またやっていく。ところが、後期の2次補正は受注生産なので、今の段階の当初予算につけないと、10月にはできてこないんですよ、除雪機が。雪降ったから、すぐ除雪機に補助金やったらできるかということ、できないので、その辺は早め早めとやりたいなど。

あと、除雪機の更新費用ですね。その辺はやっぱり我々も努力して、あるいは国の補助を手厚くすることによって。除雪能力が今、除排雪は街の中、それから歩道、全部やっていますので。それはなぜかということ、やっぱり機械能力が上がっています。ロータリー的能力が非常に上がっていますので、小型能力も上がっていますので、それがやっぱり市内全域を除雪できるというふうに変感謝しています。その辺への支援も、していただければありがたいと。

最後になりますけれども、やはり空き家対策における、雪を乗せておいてもいい住宅、これの開発なり構造なりの提案が。今までは、やはり切り妻方式が主であるけれどもと。

ただ、四角にやったからいいかということ、必ず雪が今度、雪庇が出てきますので、その雪庇が落ちてくるということで危険性も出ると。非常に難しい。

今、秋田の方の研究所で、太陽光パネルを貼りながら、その熱を使って融雪するけれども、太陽に当たっているところは消えるけれども、当たっていないところはやはり消えな

いという課題もあるというようなことで、取りあえず公共施設に水を上げて消しているというようなことも実験しているわけでありまして、やっぱり道路はいいんですが、今度自分の家の除排雪ができないと。シルバー人材センターも人員不足になってきていますし、さらに高齢化になっていますので、2階以上の家には上げないという、雪下ろしする家がないんですよ、実は。そんなことも大きな課題になっているなど。

今回の見直しの中で本当にうまく、これまでの規定されている事項に改正事項がさらに含まれてきているというようなことで、基礎自治体としては、さらなる支援をいただきたいというのが本音だというふうに聞いていただければと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

板東委員はいかがですか。お願いします。

【板東委員】 基礎自治体の立場からは、今、山尾委員からお話ありましたとおり、それで大体、内容的には全く説明していただいた内容だと思いますけれども、特に人口減少、高齢化がもたらす雪害の被害といったものが、やはり質的にどんどん変わってきていると。こういった中で、特にその対策をどう対応するかというのが非常に大きな課題となつてございます。

特に人口減少の空き家でございますね。空き家の、要するに雪害にも倒壊する中で、その後処理が非常に危険な状態がそのままになっている。法的にも非常になかなか自治体が手を出しづらいということと同時に、財政的にも非常に大きな負担がかかるという課題もあります。

そういったことで、さらなる対応しやすい法的措置並びに財政支援等、しっかり今後ともよろしくお願ひしたいということでございます。

以上でございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

お待たせしました。月舘委員、お願ひいたします。

【月舘委員】 教育研究、特に建築の教育研究に関わつた者として、5ページの水色の部分、調査研究に関する部分で3点ほど意見を出したいと思います。

まず調査研究、大学というよりも、日本の学校は4月に始まって3月に年度が替わるものですから、要するに冬に起こる雪問題の調査研究というのは非常にやりにくいんですね。大学でも大学院、修士とか博士課程に行った場合は冬の調査をやることができます。

そういうこともあって、現在、大学における雪問題、冬の生活に関する研究というのは非常に停滞している状態にあります。

私が教育研究に関わっていた時代、建築研究所の方が音頭を取って全国の克雪住宅の情報をまとめるとか、そういうことをやられました。その後、当時、国土庁でいいんですか、国土庁の方が雪国のまちづくりということを全国的に集約するような活動をされました。

そういうことを振り返ってみますと、調査研究で、私が経験したのでいきますと、建築研究所や国土庁の適切な部門の方が音頭を取って大学等と連携した総合的な研究体制を組むということがあったほうがいいんじゃないかと思います。単に大学の個別の研究者がやっているというよりは、そういう関連した研究、文部省と建築研究所みたいなところが音頭を取って全体を集約しますと、例えば後れている建築の克雪住宅の情報なんかも、より適切に集まると思います。

2つ目は、それをどう生かすか。要するに、教育に反映しないと、これから育っていく世代の方々に雪国の暮らし方、あるいは雪対策として共助が大事とはいっても、そういったことが伝わっていかないんですね。ですから、できれば小学校とか中学校辺りの地域の生活に関する教育をする部門、例えば家庭科にもそういう内容とか、総合学習の科目でもそういうところが取れますので、そういうところに雪国の生活の研究成果を取り込むような体制づくりをしていただけたらいいのではないかと思います。その成果が10年後、20年後、雪国のまちづくりに反映されればいいと思います。

3つ目は、文化財です。日本も欧米並みに文化財、約4万件くらいになりました。その文化財の雪対策を担っているのが、高齢者の方々がほとんどです。ですから、非常に貴重な文化財をも高齢者の方々の努力で冬を乗り切っているわけですが、そこに対する部分の調査研究、どう維持していったらいいかということ、さらに考えていただければと思います。

文化庁の方々は、そういう点、気がついて、豪雪地の文化財については、担当の委員の方々はそういうことを配慮していただいていますけれども、改めて、この調査研究の中に生活文化、特に文化財についても対象とするようなことを含めていただければと思います。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

呉課長、これまでの御発言に対して、もしレスポンス等がありましたらお願いしたいと思います。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。いろいろ御意見、御指摘いただきましてありがとうございます。大変いろんな多岐にわたる御意見頂戴しました。

特に福原委員からは、構成につきましても、いろいろオーバーラップといたしますか、クロスオーバーする部分があるということにつきまして、できるだけ読んで分かりやすい、また委員御指摘のように、特に調査研究や技術開発的な部分は、デジタルを含めまして、いろいろ今進んでいるところでありまして、また必要とされているところでもございますので、それがそれぞれのいろんな分野で、またその取組が必要ということもあると思いますが、それを少しうまく整理をして、多少クロスするような形で出てくるにしても、それぞれのところでしっかり書き込めるように考えていきたいと思います。

また、花角委員からも、除排雪の体制づくりへの支援ですとか、克雪技術の開発、推進についての御指摘いただきまして、そのとおりかというふうに思っております。

また、西田委員からも、様々な現地の能登を中心とした、現地でお困り事を伺いました。そういったものを解決する方向で、少しでも書き込めればというふうに思っております。

また、定池委員からも、防災対策につきまして言及をしていただきました。前回は御指摘をいただいて、今回の法改正にも反映させていただくことができました。また御指摘のとおり、国でも法改正なども含めまして、そういった方向で、雪国での防災施策をより重視するということが取組が進められ始めておりますし、地方でも同様に取組は進んでいるというふうには承知しておりますけれども、今回、豪雪法の中にも改正をして位置づけられましたので、基本計画にもしっかり書いて、一層進めていくような方向で取組を進めていきたいというふうに思っております。

また木場委員からは、気候変動で大雪が逆に起きているということも含めて、雪国でない方へもよく理解をしていただけるように周知をしてということは、まさにそうかと思えますので、そういったことも十分留意して改正の作業をしていきたいというふうに思います。

宮原委員からも、地元の担い手について、もっと国としても積極的にということ。どうしても発注につきましては、国の直轄部分については私どもでいろいろ対応できますが、地方の発注につきましては、地方の御判断もあるんですけれども、しかし国としても

進めていきたいという気持ちは持っておりますので、そこをもう少し、結果として地方でもその取組が進むように、何が課題かといったことも含めまして、国としてもできることを進めていけるようなことで、担当部局とも、そういった問題意識を共有して、今回当たっていきたいというふうに思います。

山尾委員からは、いろいろ御地元で、費用といいますか、財政的なことも含めて、人手も含めて、お困りのことが多いということでもございました。これまでも伺っている内容でもございまして、そういったことを基にしながらも、持続可能で安心して暮らせるような地域づくりのための計画づくりにしていきたいというふうに思います。

それから板東委員からも、いろいろ同様に、人口減少や空き家のことも含めまして問題が生じていることも、また承知をしておりますので、そういったことも十分考慮しながら取り組んでいきたいと思っておりますし、最後また改めて月舘委員からも、調査研究ですとか、もう少し教育の中で、より雪国の暮らし方とか生活の仕方についても広く理解が進むようにということ、あるいは大切な文化財への対応ということも念頭に置いて取り組んでいきたいというふうに思います。

私からは、まずはお答えとさせていただきます。ありがとうございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。若干時間に余裕がございますので、2回目の発言をされたいという方がおられましたら。山田委員、お願いいたします。

【山田委員】 それでは私のほうから。今、課長さんのほうから一定の課題の整理みたいなものをおやりいただいて、大変よく分かるわけでありましてけれども、私なんかの幼い頃の経験からいたしましても、中学生になって、高校生になって、東京で大学に入っている、大雪のときは必ず帰るみたいな形で、まさに雪下ろしのために帰っていたみたいなことが、あるわけなんですよね。それでないと、もう片づかないということがありますし、村の前の道路が雪で、その家だけ積もった雪を除いていないみたいなことになったときには、これは大ごとですから。それはもう、家族にとっては大変な出来事だったわけですね。

それ以降、当然のことですが、少子高齢化がずうっと進んじゃって、誰も手を出せない、もう誰もできないということがありますから、市役所等をはじめとする皆さんや、消防の皆さんや村の皆さんに世話してもらわないと前へ進まないみたいなことが出てきていたわけでありまして。

しかし、本日こうして聞かせていただいてもそうでありますが、そうはいうものの、や

はり徐々に独立的などといいますか、地域での担い手グループなのかな、それとも、どういう形で対処できるのかですね。やはり、どうしても恒常的な仕組みをつくれということをするわけではないのですけれども、行政もしっかり関わって、それから村の自治体も共同集落もしっかり関わって。それで、私なんかは田舎へ帰ることはもうめったにありませんから、空き家ですが、その場合は、一定の額は、息子の責任としても、ちゃんと支払うことはできますよというふうな仕組みも含めて、それらを担ってくれるチームといいますかね、場合によったら行政的なチームでもいいし、半行政的なチームでもいいわけですが、そういうのを、もう多分、全国でもできているところもあると思うんですね。できていないところは、ぜひぜひ、そういう部分を少しみんな抱えていく、行政的な支援も一定程度そこにはあるという中での仕組みを、やっぱり準備しておいたほうがいいのではないのかと本当に思います。

私も、大きな家があるんですから、帰ってそうしたいのはやまやまですが、これは、私なんか下手くそだから、2階から滑って落ちるかもしれないわけですね。

どうぞ、そういうことも含めて、どんなことができるかということ自治体に検討させる。そして、それを運動的な仕組みにつくっていくということが、私はあっているんじゃないかというふうに思いますので、申し上げさせていただきました。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

先ほどタイムラインについての御質問がございまして、私、記憶だけに頼って不正確なことを申し上げたようにちょっと反省しておるんですけれども、道路局から正確な情報を教えていただけるということでございますので、道路局の担当者の方、お願いいたします。

【国土交通省道路局】 承知しました。

各地方整備局が中心となりまして、道路管理者であります都道府県ですとか市町村、あるいは警察ですとか、その他の関係機関と一体となって1つの計画をまとめまして、冬に向けては、そのタイムラインの計画の内容に沿った訓練を行いつつ備えるというようなことをしてございます。

それが、昨冬が初めて実際の雪に対応した形になりますので、これからも改善すべきところも出てくるかと思いますが、これらの取組を引き続き行っていくというような状況でございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。よかったです。あまり間違ったこと言っ

いませんでした。ありがとうございました。

【石田分科会長】 どうも。委員の福原委員と定池委員がお手を挙げていただいておりますので、福原委員からお願いいたします。

【福原委員】 ありがとうございます。今ちょっとスタックの話が出てきたんですけれども、まず24ページを開けていただけますか。冬期道路の交通確保対策についてというふうにあります。24ページ目です。ありがとうございます。ここです。

このところで、やはり交通を確保するというところでは、僕的には重要だと思っておりますのは、右の下にありますけれども、社会全体の取組等のところで、その下の括弧であるんですけど、利用の抑制と迂回とあります。基本的には、利用を抑制するというふうな形になりますと、やはり迂回はどうするんだと。そういう情報も流してあげる必要があるということ、これは、これをワンセットというふうな形で考えていただければいいかなと思います。

それで、その次のタイムラインの改定、このところで、非常に重要なところなんですけれども、先ほど木場委員も広報活動の話をされたんですが、広報活動のところでは、通行止め予測の繰り返しを周知させるというふうな形でもあるんですけど、その前に、不要不急の外出を自粛してほしい、してくださいと、こういうふうなことを、これもしつこくしつこく広報活動の中で言っていたということ、やはり僕は効果的なことだと思います。

それはなぜかといいますと、次のページのところで、この周知というところがあるかと思えます。その下の括弧、左の括弧の、その周知のところの2番目に、高速道路とか幹線国道の通行止め情報・通行止め予測というふうな形があります。これは通行止め、いつ頃止めますよというふうなことが出てくるんですけど、これはその前のページにもあったんですけど、躊躇ない通行止めの実効性を高めると、こういうことでした。それは、もうそのとおりだと思います。

それを利用者に分かってもらうというふうなことで考えますと、この通行止め予測ということプラス、今後は、じゃあ止めたことによって通行止め期間がこれだけ短縮されるんですよというふうな、そういった効果、これも研究レベルというところもあるかとは思いますが、いろいろ過去のデータを調べて、いわゆる通行止め期間と、それから通行止めの距離等のデータは、僕も前、昔見たことがありますし、整理したことがあります。必ず

しもうまく、きれいな形で相関が取れるわけではありませんけれども、自粛することによって車の、いわゆる停留する車が減ることによって交通回避ができる時間が短縮できるんですよと、そういったような効果を分かりやすく説明するような形の努力ということを今後していく必要があるのじゃないのかなというふうに思っています。

あと最後に、もう一つは担い手のお話です。38ページのところを開けていただけますか。オペレーターの、担い手のところで、やはりオペレーターの数ですね。オペレーターの人が非常に少ないというふうな問題もありました。

その中では、僕は優良オペレーター、いわゆる、すごいスキルの高い方、こういった優良オペレーターの、僕は育成も重要だと。例えばコンテスト等をやって、この方がすばらしいスキルを持っているんだと。そういうふうな優良なオペレーターを育成することによって、その方が企業間の中で、いろんな企業の間での情報あるいは技術提供、こういったものも手伝ってもらえるような形にして、なるべく民間の方同士でのレベルアップというふうなことにも国が支援するという仕組みを取っていったらどうかなと思います。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

定池委員、お願いいたします。

【定池委員】 ありがとうございます。資料17ページに関連した防災のところ、少し言葉が足りなかったことがあるので補足をさせていただきたいと思いを挙げました。

防災のところでは先ほどハザードのお話をしたのですが、そのときに、地震、津波対策などに関しては、冬期の避難対策で、例えば札幌市ですと、一時の避難場所になっている公園は雪捨て場になっていて冬は使えないですとか、夏と避難路、先ほど除雪のお話もいただいていたんですけれども、主要な避難道路の雪状況によってはそこが使えないですとか、そういった夏と冬によって、季節によって対応が変わることへの目配りが必要であるということであるとか、雪というよりも寒さ対策が必要であるというような観点が生じるかと思えます。

他県のほかの地域の津波避難タワーでは、寒さがしのげない、雪がしのげないというような地域特性の配慮が必要だというような観点があるということと、先ほど多重被災ということをおし上げたんですけれども、同じ地域で繰り返し災害に遭うという可能性もありますし、新潟県の2004年の新潟県中越地震、中越の大震災のように、地震で家屋が被災した後に大雪でさらに被災するというような、この地域ならではの多重被災、雪を伴う

多重被災ということもあるので、そういった目配りが必要であるという視点が大切だということをつけ加えさせていただきたく存じます。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

山尾委員、お願いいたします。

【山尾委員】 ちょっとだけなんですけれども、豪雪対策基本計画、参考資料2、平成24年12月で、実は先ほど月館委員のほうから調査研究というようなことがございました。確かにそうだなという中で、雪国の暮らし方の教育をどう図っていくかというようなこと。その中で、実は月館委員から会議の冒頭前に、山形県新庄市にある雪の里情報館、ここについては昔、旧農林省の積雪地方農村経済調査所というようなことで、おしんの世界です。それをやっぱり実現したのが、衆議院議員の松岡俊三さんという方が、衆議院の国会の中で初めて雪害救済というような言葉を使って、この基本対策の基本計画の基になっているはずだというようなことを月館さんから先ほど言われて、確かにそうなんです。

やはり、これ歴史があって、それぞれの先人の努力があって、ここまで来ていると。突然雪が降って、突然今の社会があるんじゃないんだという歴史というものを、やっぱり伝える必要があるんじゃないかと。

それは新庄市が言う役目でしょうと先ほど御意見いただきまして、ありがとうございます。本当にまさしく、せつかくこの国の国土審議会の中で、こういうものを見るときに、必ずしも代議士の名前を出すとかなんとかして、そういう雪害救済運動というものがあって、こういう歴史の中で、それぞれ対策がある。社会はどんどん変わってきていますが、当時、歩く世界から今、車の社会ですので、その対策はいろいろ変わっていますけれども、そういう歴史の中で我々生きているんだという教育も含めて、それを進めていく必要があるだろうというようなことが先ほど月館先生からあって、確かにだなと。

新庄市、今和次郎が設計したと言われる建物があるわけでありましてけれども、それは雪国の暮らしの原点をやっぱり表していると。研究者もちょこちょこ来ますし、学生も来て学んでいるんですね。

先ほど、やっぱり通年を通して学べる施設がないというようなことがあって、ある大学が今、新庄と提携しながら来ていただいて、そういうふうなことを研究していただいています。

そういうことと、やっぱり国土交通省が結びつく、そして新たな家の建築の在り方、克雪の在り方というようなことで歴史をつないでいくということも、この基本計画の中で、どこかで反映されていたらいいのかなという御意見、先ほど月舘先生、私が言わなきゃ駄目だと言われたので、今言わせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

【月舘委員】 おまけでいいですか。

【石田分科会長】 どうぞ。

【月舘委員】 今、新庄市長から御説明があったとおり、やはり今、今回改定する内容も、これまでつくってきた雪対策の歴史を踏まえてなわけですので、目的とかそういうところに、先人がやってきた成果を踏まえて、さらに新しい時代に対応するというようなニュアンスの前文があると非常にありがたいなと感じました。その代表が、今、市長さんがおっしゃったことですし、またその成果が、雪国で暮らす小中学生辺りにうまく還元できるような内容を文化庁、文科省とか協力して、家庭科とかに取り込んでいただければと思います。

おまけで雑談していいですか。

【石田分科会長】 どうぞ。短めにお願いします。すみません。

【月舘委員】 すぐ終わります。平安時代に秋田で冬の地震があったときに、ちゃんと当時の天皇陛下が兵隊を救済に出しているんですね。平安時代に。そのとき天皇陛下が米1石だか何か配ったとか、出てくるんですよ。

ですから、公的救済、公助、共助の類いは、もう平安時代からあると。それを踏まえて、私たちはまた、今の時代に合った新しい自助、共助、公助の体制をつくっていく必要があるかなと思ひながら、若い人たちが町内会に入らなくなってきた時代に共助をどうするかというのは非常に、この委員会だけで考えるのは難しいことだと思ひています。自治省なり、総務省なり、いろいろ庁内での連携が大事になってくるかと思ひます。

ちょっと余分なことを言いました。以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

もしどなたも御発言希望がないようでしたら、そろそろ、これぐらいかなとかと思ひているんですが、いかがでしょうか。

【南委員】 もしお時間があれば、少しだけでもよろしかったでしょうか。

【石田分科会長】 どうぞ。

【南委員】 ありがとうございます。この基本計画等携わらせていただいてから大分経つのですけれども、その都度、改定が進んでまいりまして、中身が非常に充実してきていますし、広い国土の問題からコミュニティーのレベルですとか、産業から生活全般にわたるような幅広い内容を包み込んで、豪雪地帯を後押しいただくような骨格ができてきている、作り込まれてきていることを実感させてきました。

まず御礼申し上げたいのですけれども、今、さらにもう一步、作り込んでいく、そして対策の格を上げていくようなことが求められるように思います。

特に、先ほどタイムラインのことで申し上げさせていただきましたが、交通と通信の確保というのは、災害が頻発してくる昨今、国土強靱化のフレームの中で、やっぱり根幹にあると思いますし、この国交省において、ここの会議は行われており、ここで満足せずに、さらに一步進めていくことを考えていかなければならないんだと、つくづく思います。

実際、今なお、雪道を冬期に走っていますと、高速道路においてさえ、強い風が吹いてきたり、大雪が降ってきますと、このままホワイトアウトになるのでは、あるいは通行止めになるのではないかというような状況に出会います。雪国において、交通への影響が少なからずあるのだと思います。

例えば風雪を防ぐような沿道への柵の設置など、道路交通の安全確保のためのハードウェアとしてやるべきこともまだあるように思いますし、道の駅の活用、緊急時の情報提供や情報ネットワークづくりの拠点としての役割もあると思います。あるいは大きな災害になりどこかの道路が途絶したなんてことになると、広域連携として各隣接県からの支援、周辺の道路ネットワークを通しての啓開に当たるような準備も要ると思います。

先ほどタイムラインについて、始まったばかりということですので、バージョンアップしていくとともに、もう一步グレードアップして、さらに交通の信頼性、通信の信頼性を高めるように御努力をお願いしたいと思います。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

最後に、私からもちょっとだけ発言させていただいてよろしいですかね。ありがとうございます。

まず最初に、御礼から始めたいと思います。豪雪法の抜本的改正と言っていいと思うん

ですけど、改めて新旧対照表を拝見いたしますと、6つの項が新設されております。基本理念が明確になった。財政措置とか、いっぱい書いてございまして、委員の皆様方の本当に多様な、あるいは深い意見を、こういう法律に反映していただいて、かつ審議日程が多分、非常に厳しかったと思うんですけども、国会議員の先生も後押ししていただきまして、感謝をするばかりでございます。

法律がこれだけ変わったので、基本計画もぜひ、今日もたくさん意見をいただきましたけれども、思い切った基本計画ということを出していく必要があるかなというふうに思いました。そういう観点から、今日は本当に貴重な御意見をたくさんいただいたとさせていただきます。

ここからはちょっと個別の話になるんですけども、最近ウエルビーイングという言葉がはやっております、人間が、あるいは暮らしが、あるいは地域の産業活動がいい状態にあるかどうかということが大事だよねということでございまして、そういう観点からすると、雪の問題というのはウエルビーイングを、よくしている面もあるんだろうけれど、それよりは、やっぱり克雪ということが大事かなというふうに思っております。

特に今日もいろんな委員の方から御指摘いただきましたけれども、地域維持をどうしていくか、生活道路をどうしていくかということは、本当の一人一人の暮らし、あるいは一社一社の生産活動に直結しますので、そのところ大事な問題かなというふうに思いました。

それを厳しい中でどうやり遂げていくかということでございまして、これも何人かの委員の方がおっしゃいましたけれども、技術開発をどうするかということで、地方振興課の厳しい予算の中で技術開発費用ってなかなか難しいとは思いますが、例えば自動走行というものでございましたら、経済産業省と国交省の自動車局が共同してやってられるレベル4の自動走行の実現を目指して、RoAD to the L4 というプロジェクトがございまして、そういうところでも何か取り上げていただく、あるいは持ち込むということなんかをしてもいいのかなというふうに思いました。

あと、これも技術開発の中なのかも分かりません。これも多数の委員から御指摘いただきましたけれども、地域維持型契約ってすばらしい契約なんだけれども、やっぱり伸び悩んでいる。ですから、それなりの難しさがあるんですけども、そこをやっぱり、どこに原因があって、それを打破するためのプラットフォームといいますか、情報提供とか、みんな考えていくということをやらないと、せっかくいい制度ができたのに、何かそれが

十全には活用できていないというのは誠に残念なことでございますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、最後に感想を述べさせていただきました。

もし何かレスポンス等がございましたら、またお願いしたいと思います。いかがですか。

【呉地方振興課長】 またその後も様々御意見頂戴しておりますが、今後、私どもが基本計画の見直しに反映すべき御意見として賜りましたので、それを踏まえて、これからしっかり取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

【石田分科会長】 それでは、もう最後でございますが、今後の予定でございますけど、豪雪地帯対策基本計画の見直しについて、本当に今日、様々な貴重な御意見を多数いただきました。これらを踏まえて、先ほど申しましたけれども、関係省庁で今後の検討を行っていただくと。ぜひ法改正を十全に反映した、いい基本計画について御検討いただければと思いますし、委員の皆様も、今日だけじゃなくて、いろんな形で御注意、アイデア等がございましたら、いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ここで事務局より今後の予定についての御説明をお願いいたします。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。それでは、資料2に基づきまして、今後の基本計画の変更の予定を御説明いたします。

本日の分科会の後に、いただいた御意見を踏まえまして、基本計画の変更案を作成していく作業を行います。その後、豪雪法第3条第1項の規定に基づく手続としまして、今年の秋頃に次回の豪雪地帯対策分科会を開催し、その際には、基本計画の変更案をお諮りしたいと考えております。

また、これも法第3条第1項に定められております関係行政機関の長との正式協議、関係道府県知事からの意見聴取を経まして、今年の冬を迎える前、年内を目途に、法第3条第2項の規定に基づき閣議決定を行い、新しい基本計画を決定するという段取りで進めていきたいと考えております。

以上です。

【石田分科会長】 ただいま呉課長から御説明いただいたとおり、今年はまだ一度、秋頃にこの分科会を開催し、その際に基本計画の変更案について御議論いただきたいと思いますので、次回もどうぞよろしくお願いをいたします。

予定しておりました議事については以上でございますけれども、ほかに今言っておきた

いということがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ないようでございますので、本日の議事はこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。石田分科会長におかれましては、長時間にわたり議事進行、誠にありがとうございます。

本日の資料につきましては、既に国交省ホームページに公表をしております。

最後に、木村国土政策局長より挨拶を申し上げます。お願いします。

【木村国土政策局長】 委員の皆様におかれましては、本日は大変貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございます。

実は私も花角知事、途中で退席ということでしたが、同じ新潟県人でありまして、国交省の先輩でもあるんですけれども、私は新潟県の中でも雪深い、今年、津南町というところが記録的な豪雪ですけれども、津南まではいかないんですけれども、あの辺の非常に雪深い豪雪エリアでありまして、若いときとか幼い頃は、身をもって豪雪地帯の苛酷な生活を体験をしているということでもあります。

離れて随分たちますので、豪雪地帯の経験を記憶を呼び起こしながら、また今日、皆さんからいただいた意見をよくよく検討させていただいて、特にやはり今日、私伺っていて、これ日本全国どこに行ってもテーマなんです、少子化ですね。少子化、それに伴う問題、これは空き家の問題もございます。そういった問題、あるいは災害が今多発しておりますので、災害が起きたときのコミュニケーションの問題、リアルタイムの情報共有の問題、そういったものも非常に大事だなということを改めて感じましたし、あと多重被災の問題という御意見もいただきました。また広報をもう少し、皆さんに知っていただく必要があるんじゃないかという広報の問題も、これ改めて大事だなというふうに思いましたし、最終的には国の支援の在り方の問題、これは支援の時期の問題、あるいは継続の問題含めた国の支援全体の在り方の問題も、いろんな各委員から御発言いただいたところであります。

そういった意見を十分に踏まえながら、今後、関係省庁、これ国交省だけじゃできませんので関係省庁、あと関係道府県といろいろ相談させていただきながら、計画の見直しの検討を鋭意進めてまいり所存でございます。

次回は、今年秋ぐらいに開催をしたいと考えております。その際には、この計画の変更

案について御審議を賜りたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様には御支援、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

【呉地方振興課長】 これをもちまして、第15回豪雪地帯対策分科会を終了いたします。

本日は長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

— 了 —